

## 須崎警察署災害警備本部用施設としての須崎 第2 地方合同庁舎使用に関する協定書

須崎第2 地方合同庁舎管理規程（平成 16 年 4 月 1 日高松国税局訓令第 2 号）第 16 条第 1 項に基づき、大規模地震等の災害により高知県須崎警察署（以下「須崎警察署」という。）庁舎が倒壊する等して使用不可能となった場合に須崎第2 地方合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）を須崎警察署災害警備本部（以下「須崎署警備本部」という。）用施設として使用することに関し、合同庁舎統括管理者須崎税務署長（以下「甲」という。）と須崎警察署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

### （使用目的）

第1 条 この協定書は、大規模地震等の災害により須崎警察署庁舎が使用不能になった場合（以下「緊急事態」という。）に、合同庁舎の一部を乙が借用し須崎署警備本部用施設として使用することを目的とする。

### （使用箇所の指定）

第2 条 緊急事態に関し、甲は乙が使用する合同庁舎施設を、次に掲げる箇所にあらかじめ指定しておくものとする。

（1）2 階北側共用会議室

（2）屋外南側駐車場の一部分

（別添「駐車場」図面の網かけ部分）

### （使用期間）

第3 条 使用期間は緊急事態が発生した時点から、原則として2 週間以内とする。

### （使用申請）

第4 条 乙は、使用開始日に、別添「合同庁舎使用許可申請書」を甲に提出するものとする。

### （使用期間延長の手続き）

第5 条 使用期間の延長については、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

### （使用料等）

第6 条 使用料については、国有財産法第 19 条により無償とする。ただし、本使用が終了したときには、乙は、その負担において汚損箇所の修理等をするとともに、使用箇所を使用開始時の原状に回復するものとする。

### （管理者責任）

第7 条 甲は、乙が合同庁舎を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(緊急事態における須崎署警備本部の開設等)

第8条 乙は甲の管理に係る避難口（合同庁舎北側正面玄関）及び2階北側共用会議室の鍵（各1個）を善良なる管理者の注意を持って保管し、緊急事態発生時には甲が不在の場合でも、指定箇所に須崎署警備本部を開設することができるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成 17 年 2 月 9 日

甲 須崎市青木町1番4号  
合同庁舎統括管理官 須崎税務署長

乙 須崎市山手町1番8号  
須崎警察署長

別添

駐 車 場

出口

駐  
輪  
場

須崎第2地方合同庁舎

南側出入口

身障者用

身障者用

車庫

別添

第 号  
平成 年 月 日

(統括管理者)

殿

申請者

所属部課名

氏 名

印

## 合同庁舎使用許可申請書

下記により を使用したいので、須崎第2地方合同庁舎管理規程第16条の規定により申請します。

記

1 使用場所

2 使用内容の詳細

3 使用期間      平成    年    月    日    時    分から  
                  平成    年    月    日    時    分まで

4 使用（利用又は参加）人員

5 使用責任者      所属部課名                      氏名

6 その他